

高齢者施設における防災・減災対策について

－ 水害・土砂災害・津波災害への備え －

避難確保計画の作成

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成に関する規定は、①施設毎の規定と、②災害毎の規定があります。

①施設毎の規定

要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成が義務づけられています。

避難計画を作成・変更した場合、遅滞なく市町村長あて報告することとなっています。

②災害毎の規定

対象とする災害	法令等	対象となる施設	計画作成に関する記載
洪水	水防法 第15条の3	浸水想定区域内かつ市町村 地域防災計画に定められたもの	計画作成 しなければならない
土砂災害	土砂災害防止法 第8条の2	土砂災害警戒区域内かつ市町村 地域防災計画に定められたもの	計画作成 しなければならない
津波災害	津波防災地域づくり に関する法律 第71条	津波災害警戒区域内かつ市町村 地域防災計画に定められたもの	計画作成 しなければならない

避難確保計画の作成の必要性

- 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）は、一般的な住民に比較して、避難等に多くの時間を要する可能性があります。近年の風水害の被災事例でも、社会福祉施設の逃げ遅れによる被害が報告されています。
- 「水害時の適切な避難判断」には「平常時にどこまでイメージできているか」が大切な備えとなります。
- 水害時に起こりうる状況をイメージするためには、今回の水防法改正による要配慮者利用施設の所有者等の作成の義務化をきっかけとして、自施設や周辺のリスクについて理解を深めることが第一歩となります。
- その上で「どこに」「いつ」「どうやって」避難するかを検討し、避難確保計画として整理しておくことが、逃げ遅れによる被害の回避の助けとなります。

- 水防法に基づき地域防災計画に位置づけられている全国の要配慮者利用施設（77,964施設）のうち、計画作成済施設は37,659施設（約48.3%）です。
- うち和歌山県内の要配慮者利用施設（1,214施設）の計画作成済施設は681施設（約56.1%）です。（令和2年1月1日時点 国土交通省まとめ）

国土交通省では、2021年度（令和3年度）までに作成率を100%とし、逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現を目指しています。

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらおうなど、多くの方々が避難訓練に参加することで、より実効性が高まります。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施することが重要です。

避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



施設の災害リスクの確認

施設の立地場所には、どのような危険があるか確認

1. 水害リスクに関するもの

(1) 洪水浸水想定区域図

河川の氾濫により浸水が想定される区域および水深を示した図

(2) 洪水ハザードマップ

河川ごとの洪水浸水想定区域図をもとに、市町村が避難場所や避難経路を記載したもの

2. 土砂災害リスクに関するもの

(1) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合に、人命や建物に大きな被害が生じるおそれがある区域

(2) 土砂災害ハザードマップ

市町村が土砂災害警戒区域等や避難場所や避難経路を記載したもの

3. 津波災害リスクに関するもの

(1) 津波災害警戒区域

津波災害が発生した場合に備え、警戒避難体制を特に整備すべき区域を示したもの

(2) 津波浸水想定図

津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したもので、和歌山県では南海トラフの巨大地震と東海・東南海・南海3連動地震の2つの浸水想定を公表

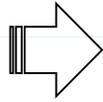
(3) 津波災害ハザードマップ

市町村が津波浸水想定区域や避難場所、避難経路を記載したもの

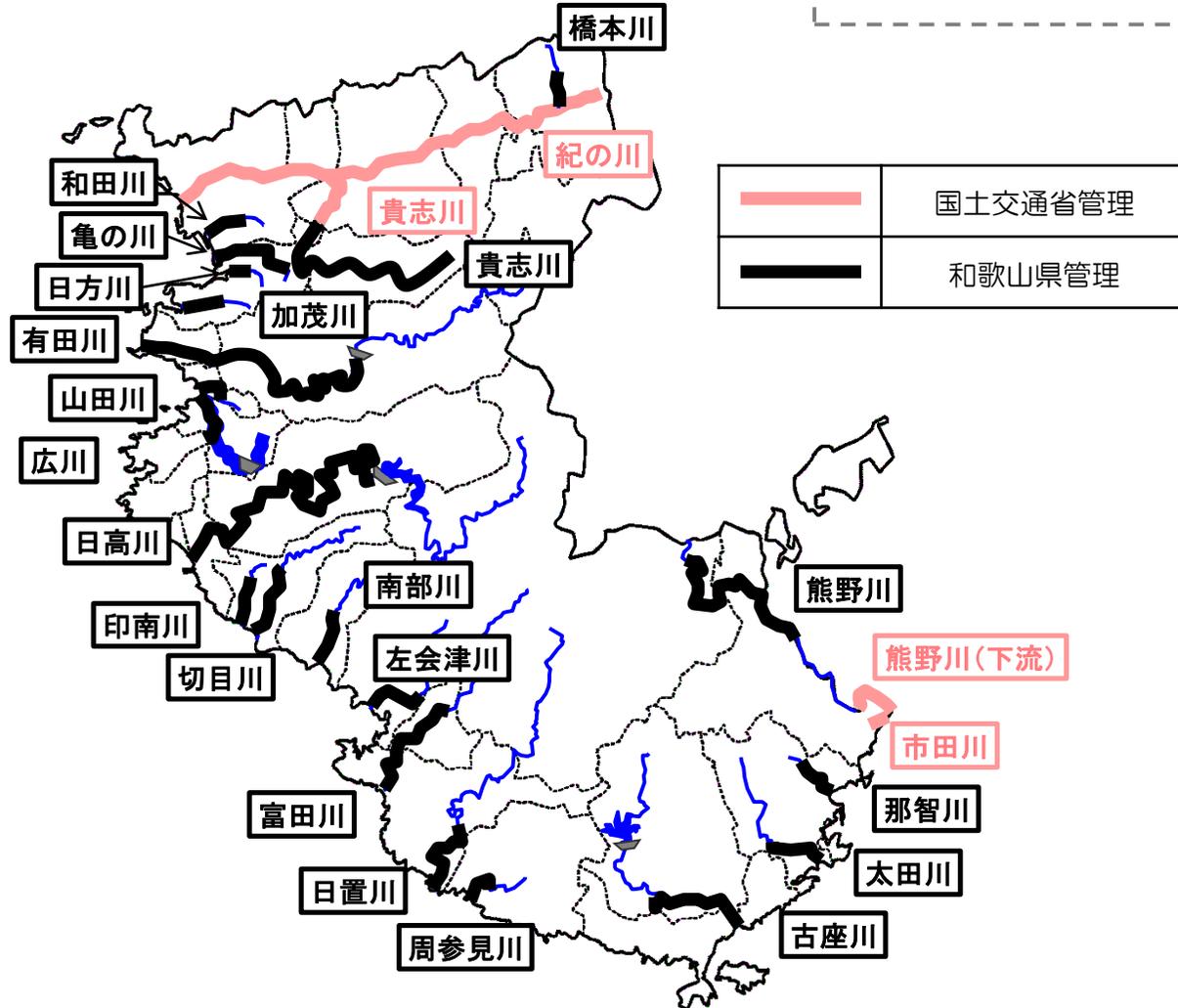
水害リスクの確認

『洪水浸水想定区域図』を確認する方法

洪水浸水想定区域図とは



洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、対象とする河川が大雨によって氾濫した場合に、その氾濫水により浸水が想定される区域および水深を示した図



市町村名	対象河川
和歌山市	紀の川、和田川、亀の川
海南市	亀の川、日方川、加茂川、貴志川
橋本市	紀の川、橋本川
有田市	有田川
御坊市	日高川
田辺市	熊野川、左会津川
新宮市	熊野川、市田川
紀の川市	紀の川、貴志川
岩出市	紀の川
紀美野町	貴志川
かつらぎ町	紀の川
九度山町	紀の川
高野町	—
湯浅町	有田川、山田川、広川
広川町	広川
有田川町	有田川
美浜町	日高川
日高町	日高川
由良町	—
印南町	印南川、切目川
みなべ町	南部川
日高川町	日高川
白浜町	富田川、日置川
上富田町	富田川
すさみ町	周参見川
那智勝浦町	太田川、那智川
太地町	—
古座川町	古座川
北山村	—
串本町	古座川

水害リスクの確認

『洪水浸水想定区域図』を確認する方法

和歌山県河川課ホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/index.html>

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

和歌山県河川課ホームページ

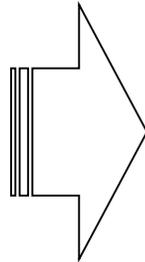
- 防災情報
- 水位・雨量情報
- 河川課のご案内
- 主な事業
- 主な取り組み
- 河川課の紹介
- 入札情報
- 和歌山の川
- リンク

お知らせ

- 令和2年8月18日 令和2年度砂利採取業務主任者試験の実施について
- ダムカードの配布一時休止について
- 令和2年7月22日 第6回和歌山県河川整備審議会河川環境部会の配布資料・会議録及び要旨を公開しました。
- 令和2年6月9日 洪水浸水想定区域図を公表しました。
- 令和2年3月24日 和歌山県立ポンプ場電力調達に係る一般競争入札について

防災情報

- 洪水予報河川(外部リンク)
- 水位周知河川
- **洪水浸水想定区域図**
- 洪水ハザードマップ
- ハザードマップポータルサイト(タ)
- 令和2年度水防計画書(PDF形式)土砂災害について(砂防課ホームページへ)
- 防災わかやま(外部リンク)(防災企画課ホームページへ)
- ダムの新運用に関するお知らせ



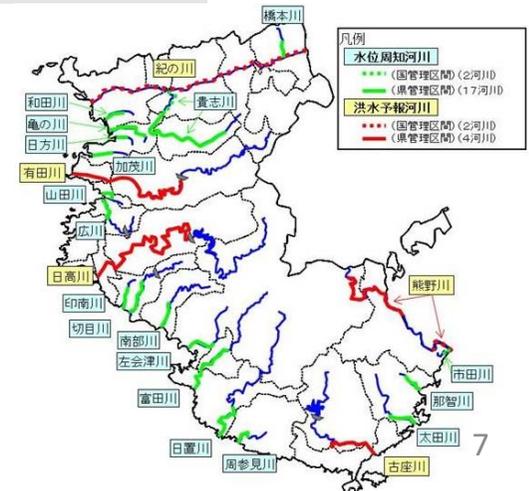
洪水浸水想定区域図

水系名	河川名	関係市町村	公表	洪水浸水想定区域図
紀の川	橋本川	橋本市	令和2年2月18日	 浸水区域、浸水深(想定最大規模)(PDF形式 3,746キロバイト) 浸水継続時間(PDF形式 3,575キロバイト) 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) ※該当無
				家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)(PDF形式 3,545キロバイト) 浸水区域、浸水深(計画規模)(PDF形式 3,632キロバイト)
				浸水区域、浸水深(想定最大規模)(PDF形式 3,245キロバイト) 浸水継続時間(PDF形式 3,293キロバイト)
紀の川	和田川	和歌山市	平成31年2月12日	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)(PDF形式 3,168キロバイト) 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)(PDF形式 3,174キロバイト)
				家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)(PDF形式 3,168キロバイト)
				家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)(PDF形式 3,174キロバイト)

対象河川をクリック

浸水想定区域図 公表河川(4河川)(国土交通省)

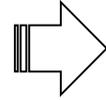
- 紀の川(外部リンク)
- 貴志川(外部リンク)
- 熊野川(外部リンク)
- 市田川(外部リンク)



水害リスクの確認

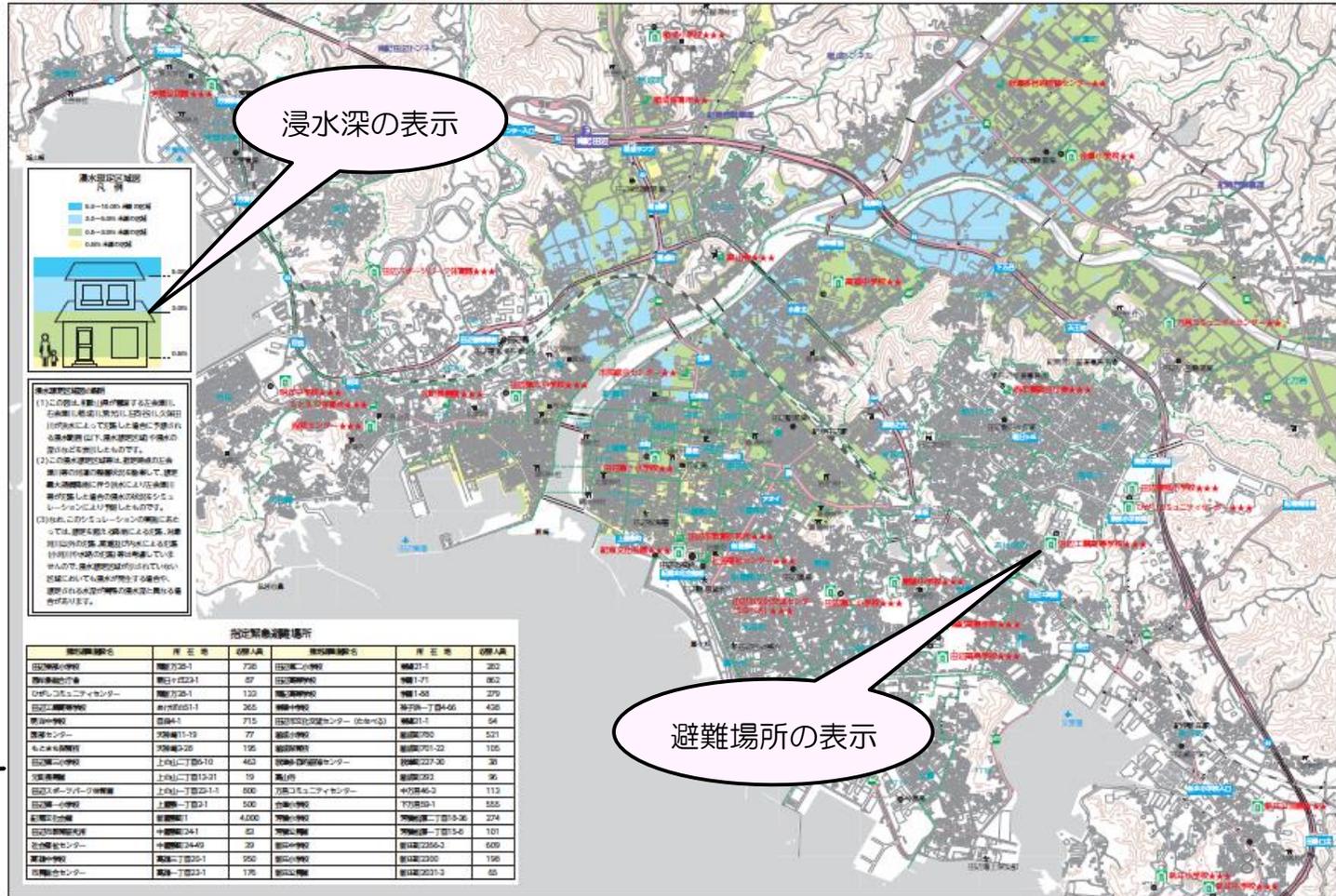
「洪水ハザードマップ」を確認する方法

洪水ハザードマップとは



洪水ハザードマップは、国と県が管理河川ごとに作成した洪水浸水想定区域図をもとに、市町村地域防災計画において定められた必要事項等を記載したものです。

図面 [左会津川 (想定最大 (区域))]



田辺市 洪水ハザードマップ 【修正版】

もしもの災害から
身を守る備えをしましょう

修正版 (保存用)
- 令和2年2月発行 -

田辺市

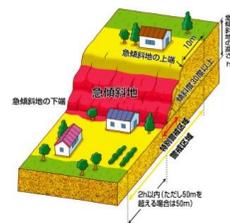
避難場所の情報

土砂災害リスクの確認

土砂災害の恐れのある場所について【土砂災害警戒区域等の指定】

- 土砂災害が起きそうな場所を **イエロー** と **レッド** に分けてみなさんにお知らせしています！

急傾斜地の崩壊



土石流



地すべり



土砂災害警戒区域

○土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域を指定

●情報伝達・警戒避難体制の整備【市町村等】

市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報収集・伝達等その他警戒避難体制に関する事項について定める。

●ハザードマップの配布【市町村等】

警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、避難地や情報伝達手段等を記載したハザードマップなどの配布等必要な措置を講じる。

土砂災害ハザードマップの作成・配布（茨城県銚田市）



住民の避難訓練状況（沖縄県浦添市）



土砂災害特別警戒区域

○土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域を指定

●特定開発行為に対する許可制【都道府県】

住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校、医療施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限って許可される。

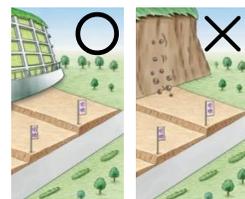
●建築物の構造規制【都道府県または市町村】

居室を有する建築物は、安全性を確保できる構造となっているかどうか、建築確認がされる。

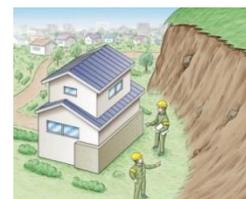
●建築物の移転等の勧告【都道府県】

住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれ大きいと認めるときは、建築物の所有者等に対し、移転等の勧告の制度がある。

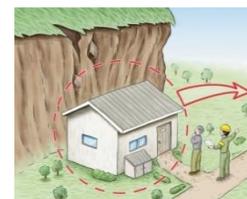
特定開発行為に対する許可制



建築物の構造規制

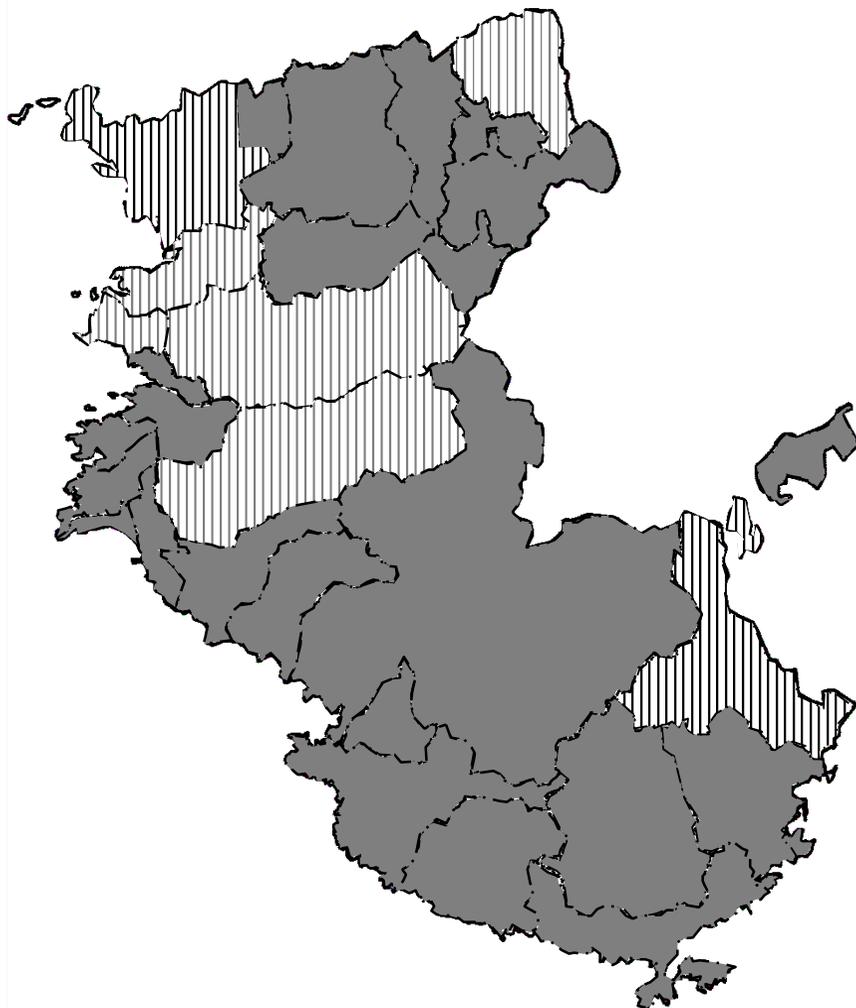


建築物の移転等の勧告



土砂災害リスクの確認

土砂災害の恐れのある場所について【土砂災害警戒区域等の指定】



市町村名	状況
和歌山市	調査完了
海南市	調査完了
橋本市	調査完了
有田市	調査完了
御坊市	指定完了
田辺市	指定完了
新宮市	調査完了
紀の川市	指定完了
岩出市	指定完了
紀美野町	指定完了
かつらぎ町	指定完了
九度山町	指定完了
高野町	指定完了
湯浅町	指定完了
広川町	指定完了
有田川町	調査完了
美浜町	指定完了
日高町	指定完了
由良町	指定完了
印南町	指定完了
みなべ町	指定完了
日高川町	調査完了
白浜町	指定完了
上富田町	指定完了
すさみ町	指定完了
那智勝浦町	指定完了
太地町	指定完了
古座川町	指定完了
北山村	指定完了
串本町	指定完了

令和2年8月末時点

土砂災害リスクの確認

「土砂災害警戒区域等」を確認する方法【わかやま土砂災害マップ】

和歌山県砂防課ホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080600/top.html>

県土整備部河川・下水道局砂防課

読み上げる

●土砂災害危険箇所等・雨量情報・土砂災害警戒情報
より詳しい情報はこちらから確認してください。
(ボタンをクリックすると各情報ページに移動します。)



お住いの地域の情報を把握しましょう



土砂災害警戒区域等は、わかやま土砂災害マップでご確認ください。

わかやま土砂災害マップ

わかやま土砂災害マップ

本サイトの利用にあたっては、本サイトの利用方法、提供している情報の意味を十分に確認、理解し、同意した上でご利用ください。

使用するブラウザは、推奨ブラウザおよびバージョン以外では一部の機能が制限される場合があります。
■ブラウザは、Firefox63.0.3以上を推奨します。
なお、Internet Explorer11.0とGoogle Chromeを使用する場合には、印刷時に不具合が発生する場合がありますので、利用上の注意事項をよくご確認の上ご利用ください。

本サイトにおける著作物の著作権は、特に表示のない限り和歌山県に帰属します。

本サイトで得られた情報を営利目的で利用することはできません。また、申請その他の資料として用いることはできません。

本サイトを使用することで生じた利用者の直接または間接の損害については、利用者がその責任を負うものとし、和歌山県は一切の責任を負いません。

本サイトは内容を予告なしに変更、削除したり、メンテナンスや停電等のため本サイトの提供を停止したり、あるいは本サイトを休止又は廃止する場合があります。

本サイトの各種地図が利用者の特定の目的等に使用されても有用であることを保証しません。

権利や義務の発生するもの、取引の資料とするものなどとして使用しないで下さい。

各種地図の内容の詳細については、下記問い合わせ先あるいは最寄りの和歌山県下各振興局へお問い合わせください。

同意する

同意しない



地図からさがす 住所からさがす 土砂災害警戒区域特別警戒区域一覧表からさがす

土砂災害警戒区域等GISデータの出力



わかやま土砂災害マップの説明

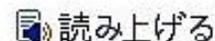


津波災害リスクの確認

「津波災害警戒区域」を確認する方法

和歌山県港湾漁港整備課津波堤防整備室ホームページ

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/082500/tsunami_keikai.html



県土整備部 港湾空港局 港湾漁港整備課 津波堤防整備室

津波災害警戒区域の指定について

1. 津波災害警戒区域の指定について

和歌山県では、警戒避難体制を特に整備すべき区域として、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第53条に基づく、「津波災害警戒区域」を以下のとおり指定しました。

- ・ 指定日

平成28年4月19日

- ・ 指定した区域

南海トラフ巨大地震による津波の浸水が想定される市町のうち、下記の19市町における、南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域

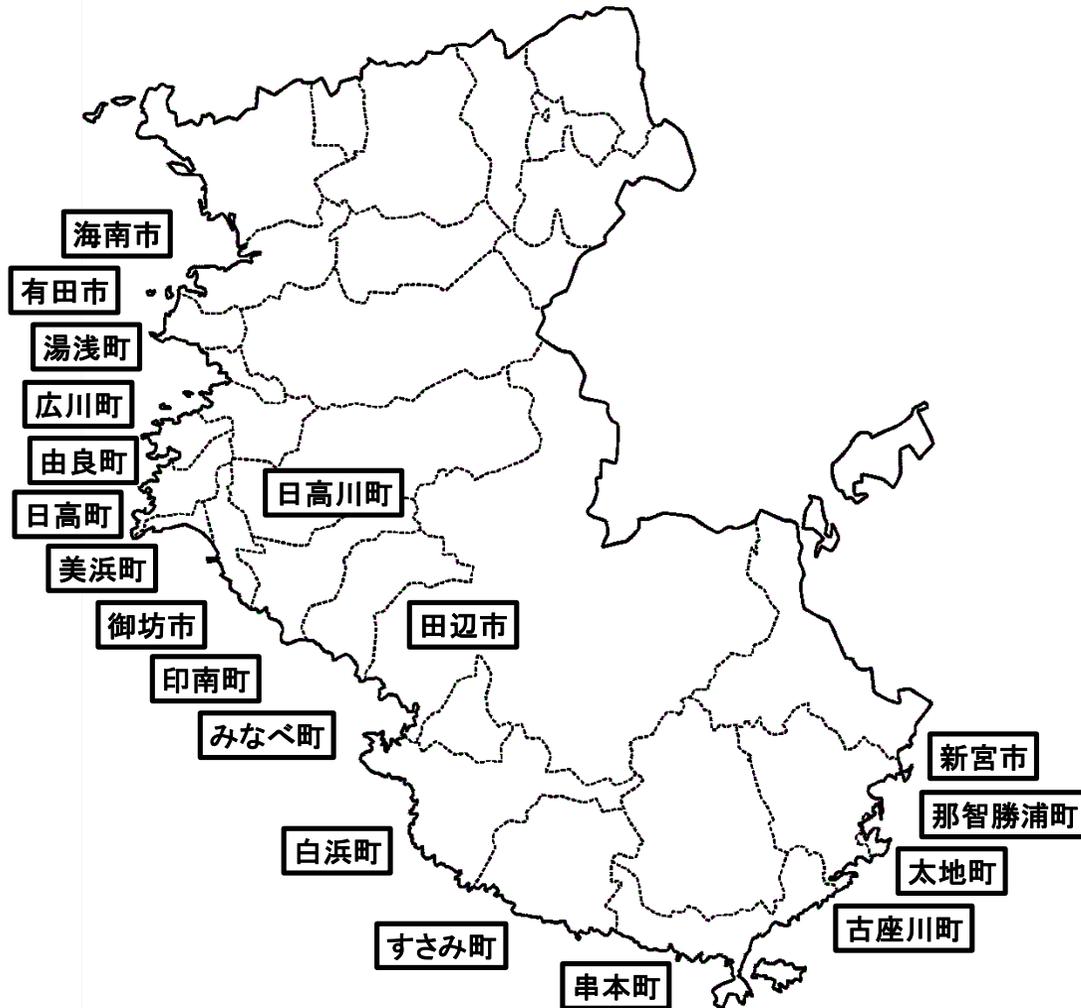
海南市、有田市、湯浅町、広川町、由良町、日高町、日高川町、美浜町、御坊市、印南町、みなべ町、田辺市、白浜町、すさみ町、串本町、古座川町、那智勝浦町、太地町、新宮市

※各市町における指定区域は下の津波災害警戒区域図のとおり



津波災害リスクの確認

「津波災害警戒区域」を確認する方法



指定市町村
海南市
有田市
湯浅町
広川町
由良町
日高町
日高川町
美浜町
御坊市
印南町
みなべ町
田辺市
白浜町
すさみ町
串本町
古座川町
那智勝浦町
太地町
新宮市

災害リスクの確認

各区域を確認する方法

各区域については、和歌山県ホームページで確認できます。

洪水（洪水浸水想定区域）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/soutei/soutei.html>

土砂災害（土砂災害警戒区域）

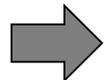
<http://sabomap.pref.wakayama.jp>

津波災害（津波災害警戒区域）

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/082500/tsunami_keikai.html

避難確保計画の作成

避難確保計画作成の手引きについては、国土交通省ホームページで確認できます。



<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html#tebiki>

避難確保計画作成の手引き

避難確保計画作成の手引き

- ▶ [計画作成にあたって \(PDF:74KB\)](#)
- ▶ [解説編 \(PDF:9,278KB\)](#)
- ▶ [様式編](#)

- ・ [社会福祉施設 \(XLSX:844KB\)](#)
- ・ [学校 \(XLSX:848KB\)](#)
- ・ [医療施設 \(XLSX:845KB\)](#)

▶ [記載例](#)

- ・ [社会福祉施設 \(PDF:1,326KB\)](#)
- ・ [学校 \(PDF:1,327KB\)](#)
- ・ [医療施設 \(PDF:1,330KB\)](#)

▶ [過去の手引きはこちら](#)

国土交通省ホームページより

既存の計画（消防計画等）に必要な項目（洪水時等の避難確保計画等の項目）を追加することでも対応可能です¹⁶

各種情報の収集

携帯電話等を用いた情報収集

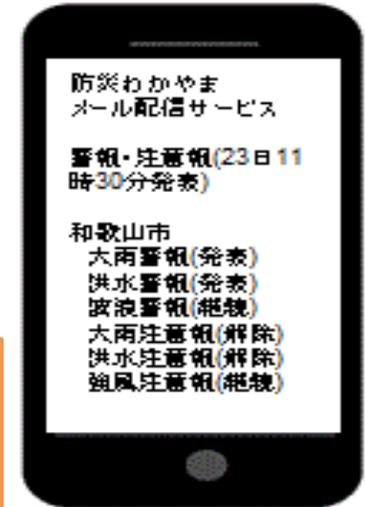
1 防災わかやまメール配信サービス

和歌山県では「防災わかやまメール配信サービス」にて、様々な防災情報を配信

気象庁が発表する警報・注意報に加え、市町村の避難勧告等の発令や避難所の開閉設情報、地震・津波情報、ダムの放流や河川の水位情報など幅広く提供
(配信は、和歌山県で情報を取得した直後にリアルタイムに送信)

下記アドレスに空メールを送ると、登録用のURLの送付があります。
必要な情報を登録して配信を受けてください。

空メールのアドレス：regist@bousai.pref.wakayama.lg.jp



2 スマートフォン用アプリ「和歌山県防災ナビ」

大規模災害時に的確な避難を促進するため、防災ポータルアプリを提供

- ①避難先検索（避難先の安全レベルを三段階の☆で表示）
- ②防災情報が自動的に送られてくるプッシュ通知
- ③家族等が避難した場所の確認
- ④避難トレーニング
- ⑤河川水位や土砂災害危険度情報等をリアルタイムで表示

ダウンロード及び
利用料無料
(通信料別途)



各種情報の収集

「防災わかやま」からの災害関連情報の収集

・防災わかやま

「防災わかやま」では、各市町村や防災関係機関の報告を速報として提供する「災害情報」、ハザードマップや災害情報を地図上で表示する「防災GIS」にて詳細な情報を提供

市町村ごとに表示するため、避難や被害の状況などを詳細に知ることが可能

また、確定情報として、マスコミ等へ提供する「報道資料提供」があり、情報収集現在の時刻で集計した情報を公表

県ホームページトップ画面より「防災わかやま」に展開します。



<報道資料提供>

「わかやま防災・緊急情報」として、報道発表資料を掲載します。被害状況や災害対策の状況、支援状況など時点の情報をまとめて発表

報道資料提供

わかやま防災・緊急情報

各種情報の収集

「防災わかやま」からの災害関連情報の収集

○土砂情報や河川雨量情報の確認も可能

防災わかやま Wakayama Prefecture

災害が起きたときの情報はこちら 事前の取組みはこちら

トップページ 災害・被害情報 避難情報等 避難所情報等 災害に備えて

緊急情報 お知らせ情報

新型コロナウイルス感染症に関連する情報について (2020.02.27)
メール配信サービス(雨量情報の和歌山観測所の配信停止について) (2020.08.14)
防災わかやまホームページ及びメール配信サービスのメンテナンスについて (2020.09.03) [履歴一覧](#)

報道資料提供
わかやま防災・緊急情報

メール配信サービス
防災わかやまメール配信サービス

危機管理局Twitter
危機管理局Twitter

安否情報
web171 災害用伝言板
docomo 災害用伝言板
au 災害用伝言板
SBB 災害用伝言板
Y
Y

観測情報等
●土砂災害情報 ●河川雨量情報 ●潮位情報

各種想定、避難場所等
●河川浸水想定 ●津波浸水想定
●土砂災害マップ ●避難場所、避難所
※防災GISボタンをクリックすると避難場所等の位置や各種想定を地図で確認できます。
●防災GISの操作方法について

被害情報
公開停止中です。

避難情報 2020.09.13 12:11 更新
現在県下に発令されている全ての避難勧告等の集計値です。個別災害の避難勧告等の集計値は、こちらをご確認ください。

内容	市町村地区	対象世帯数	対象人数
災害発生情報	0	0	0
警戒レベル5	0	0	0
避難指示(緊急)	1	1	4
警戒レベル4	0	0	0

防災GIS
被害情報や道路通行規制情報などを電子地図で見ることができます。

気象特別警報・警報・注意報等 2020.09.13 21:27 発表

	土砂	竜巻	特別警報	警報	注意報
紀北	詳細				現在情報ありません
紀中	詳細				現在情報ありません
田辺・西牟婁	詳細				現在情報ありません
新宮・東牟婁	詳細				現在情報ありません

指定河川洪水情報 2020.07.08 20:40 発表
現在情報ありません。

天気予報 2020.09.14 05:00 発表

北部 (和歌山)		南部 (潮岬)	
今日 (9/14)	明日 (9/15)	今日 (9/14)	明日 (9/15)
☀️	☀️	☀️	☀️

観測情報等
●土砂災害情報 ●河川雨量情報 ●潮位情報

各種想定、避難場所等
●河川浸水想定 ●津波浸水想定
●土砂災害マップ ●避難場所、避難所
※防災GISボタンをクリックすると避難場所等の位置や各種想定を地図で確認できます。
●防災GISの操作方法について



各種情報の収集

テレビからの災害関連情報の収集

- テレビ和歌山にてリモコンのdボタンを押し、『あんぜん情報24時』を選択。
- 天気予報や今後の雨の状況、川の水位など様々な情報をほぼリアルタイムで見ることが可能

The image displays three screenshots of the WTV (Wakayama TV) interface. The top-left screenshot shows the main menu with a red box around the 'あんぜん情報24時' (Anzen Information 24 Hours) button. An arrow points from this button to the top-right screenshot, which shows the 'あんぜん情報24時' screen with various disaster-related information. The bottom screenshot shows a detailed menu of disaster-related information, with a red box around the '気象警報・注意報!' (Weather Alerts and Warnings!) button.

あんぜん情報24時

和歌山県内各市町村から発信される行政情報、イベント情報、防災情報等を放送中。テレビリモコンの「赤」ボタンを押すとお住まいの市町村からの情報が最初に表示されます。なお、掲載されている情報についてのお問い合わせは、各市町村の連絡先へ直接お問い合わせ下さい。

和歌山県/和歌山市

今日の天気	18時	21時	0時	3時	6時
気温	19℃	20℃	21℃	20℃	
降水確率		30%		30%	

気象警報・注意報! 天気予報 地震情報 津波情報
雨量情報! 洪水予報 河川水位情報 ダム情報
土砂災害警戒情報 避難勧告・指示情報 避難場所情報 市町村情報!

お知らせ 「新商品によるチャレンジ企業認定事業」応募受付中! (和歌山市) 5月27日(火) 9時から6時

赤 市町村情報 緑 ひとくちメモ 黄 WTVトビッパへ

最後に

和歌山県庁における各種問い合わせ先

防災の取り組みに関する問い合わせ先

総務部 危機管理局

防災企画課

073-441-2271

災害種別毎の問い合わせ先

県土整備部 河川・下水道局

河川課（洪水）

073-441-3074

砂防課（土砂災害）

073-441-3172

県土整備部 港湾空港局

港湾漁港整備課

津波堤防整備室（津波災害）

073-441-3165

梅雨期及び台風期における災害対策の一層の強化と周知徹底について（R2.6.24 県通知）

1. 早期避難の重要性及び災害時にとるべき避難行動の徹底

避難勧告等が発令されていない状況であっても、台風の規模・進路予想等により相当量の雨量による河川水位の急激な上昇や建物への浸水などが見込まれる場合及び身の危険を感じた場合には、これまでの経験や前例にとらわれることなく、躊躇せず速やかに避難すること。

また、平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）」が改正され、災害発生のおそれの高まりに応じて住民がとるべき行動を5段階に分けた避難情報が発令されることとなったことから、「警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始（※）」が発令された場合は、速やかに避難行動を開始してください。

（※）避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者とその支援者は立退き避難する。

3. 事業継続計画（BCP: Business Continuity Plan）の作成

自然災害への備えとして、利用者への支援等の重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための「事業継続計画（BCP: Business Continuity Plan）」を作成しておくことが非常に重要であるため、作成していない施設は早期に事業継続計画（BCP）を作成すること。また、自家発電機などの非常用電源の確保は平成30年9月の台風においても、必要資源であったことから、必要最小限度必要となる電源の確保について当計画に必ず盛り込んでください。

4. 市町村及び関係機関との連携・協力体制の確立

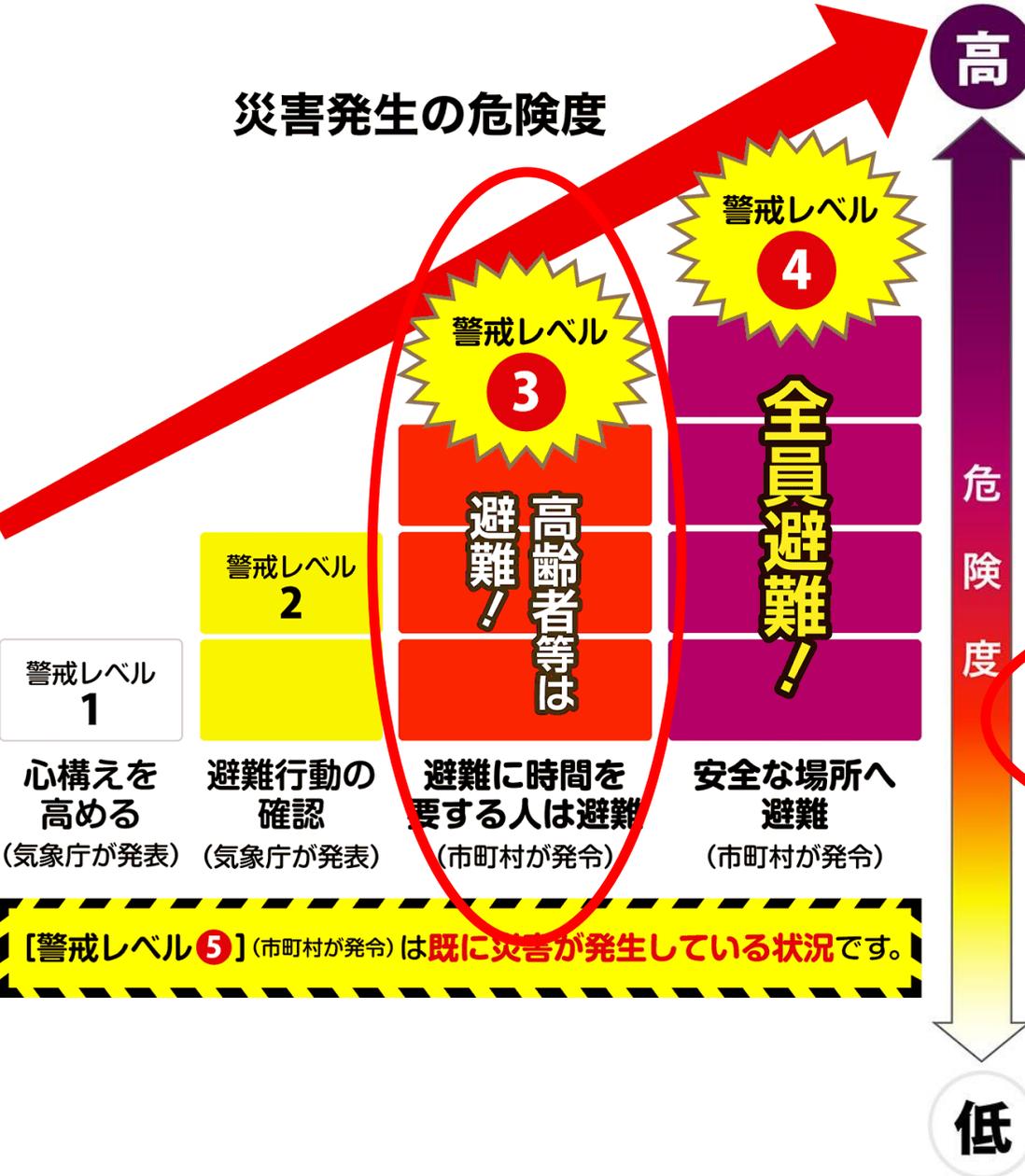
（1）市町村との連携・協力体制

① 社会福祉施設等は、市町村と連携を図り、市町村が定める避難場所や避難経路を確認するとともに、非常災害時の市町村との連絡体制を整備してください。

② 社会福祉施設等は、土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所（国交省所管）、山地災害危険地区（林野庁所管）、地すべり危険地（農林水産省所管）として指定されている区域（市町村が指定の意向をもっている場合も含む。）に所在しているか否か市町村に確認してください。

土砂災害警戒区域等にある社会福祉施設等については、土砂災害に対する備えにも十分留意してください。

災害発生の危険度



警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	災害発生情報 ※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 (市町村が発令)
警戒レベル 4 全員避難	速やかに避難先へ避難 しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) ※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的または重ねて避難を促す場合に発令 (市町村が発令)
警戒レベル 3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者 は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

介護保険施設等における非常災害対策計画等の策定等について (H31.3.15 県通知、R1.6.3 県通知)

厚生労働省が、各都道府県の報告をとりまとめたところ、非常災害対策計画を策定していない又は避難訓練が実施されていない施設等が散見され、非常災害対策計画を策定していない要因として、非常災害対策計画の策定方法が分からない又は難しいことが挙げられています。

各介護保険施設等におかれては、次の(1)及び(2)について、自主点検して頂き、必要に応じ策定又は見直し等を行って頂くようお願いします。

(1) 介護保険法又は老人福祉法の基準省令、和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針及び和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針により作成することとなっている非常災害対策計画

- 非常災害対策計画について、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。介護保険施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。
- 非常災害対策計画について、職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。**避難訓練を実施**し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。

(2) 水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律により、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設(要配慮者利用施設・津波避難促進施設)が、作成しなければならない避難確保計画(※対象となる介護保険施設等のみ。)

非常災害対策計画と避難確保計画の比較

計画	非常災害対策計画	避難確保計画
法令等根拠	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等、各施設・事業所種別の <u>指定基準(省令)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>水防法</u> ・<u>土砂災害防止法</u> ・<u>津波防災地域づくり法</u>
対象	介護保険サービスの指定を受ける <u>全施設・事業所</u> (訪問系サービスを除く)	<u>浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設</u> (社会福祉施設等)
義務	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>非常災害対策計画</u>の作成 ・<u>避難訓練の実施</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難確保計画</u>の作成及び市町村への提出 ・<u>避難訓練の実施</u>
計画で定めるべき項目	<p>《「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成29年1月31日老総発0131第1号、老高発0131第1号、老振発0131第1号、老老発0131第1号)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設等の立地条件 ・災害に関する情報の入手方法 ・災害時の連絡先及び通信手段の確認 ・避難を開始する時期、判断基準 ・避難場所 ・避難経路 ・避難方法 ・災害時の人員体制、指揮系統 ・関係機関との連携体制 	<p>《要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目的 ・計画の適用範囲 ・防災体制 ・情報収集及び伝達 ・避難の誘導 ・避難確保を図るための施設の整備 ・防災教育及び訓練の実施 ・自衛水防組織の業務(自衛水防組織を設置する場合に限る。)

高齢者施設等における災害時等に備えたライフライン等の点検・確認及び備えについて (令和2年6月12日 県通知)

- 高齢者施設等においては、日常生活上の支援が必要な高齢者が多数入所・利用していることから、ライフライン等が長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、入所・利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。このため、平時の段階から、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、高齢者施設等の事業継続に必要な対策を講じることが重要です。
- 新型コロナウイルスや新型インフルエンザ(H21)、和歌山市漏水修繕事案(R1)を踏まえて、改めて、ライフライン等が寸断された場合の対応について、下記の項目を参考に点検確認いただくとともに、特に3日分以上の飲料水、食料、衛生用品等の備蓄、非常用電源の確保、断水への対応、事業継続計画(BCP)の策定、地域との連携体制の構築強化など必要な対策を速やかに進めていただき、災害時等に対する万全の備えをお願いします。

<ライフラインの点検・確認項目>

1. 断水への対応
2. 停電への対応
3. ガス停止への対応
4. 通信停止への対応
5. 食事(給食食材含む)への対応
6. 薬の備蓄
7. 各種物資の備蓄等
8. 災害時等の事業継続

「感染症や災害への対応力強化のための措置」運営基準改正 (令和3年度介護報酬改定に関する審議報告(12/23))

○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

①感染症対策の強化

【全サービス（介護予防含む）】

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、**以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設ける**こととする。

ア 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施

イ その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

②業務継続に向けた取組の強化

【全サービス（介護予防含む）】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、**業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設ける**こととする。

(厚生労働省) 介護施設・事業所における業務継続計画 (BCP) ガイドラインについて

○ 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。

○ 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画(BusinessContinuityPlan)の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。(令和2年12月11日作成。必要に応じ更新予定。)

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護施設・事業所における 新型コロナウイルス感染症 発生時の業務継続ガイドライン

❖ポイント

○ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。

○ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖主な内容

- ・BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは(自然災害BCPとの違い)
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染(疑い)者発生時の対応等(入所系・通所系・訪問系)等

介護施設・事業所における 自然災害 発生時の業務継続ガイドライン

❖ポイント

○ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。

○ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖主な内容

- ・BCPとは ・防災計画と自然災害BCPの違い
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・自然災害発生に備えた対応、発生時の対応(各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項)等

